

香川県住宅確保要配慮者居住支援法人指定基準

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号。以下「法」という。)第40条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)の指定基準を以下のとおり定める。

1 支援業務の実施に関する計画の基準(法第40条第1号関係)

支援業務の実施に関する計画が、次の各号の全てに適合すること。

- (1) 支援業務を行う区域が定められていること。
- (2) 支援業務の対象となる住宅確保要配慮者の範囲が定められていること。また、特定の者につき不当に差別的な取扱いを行わないものであること。
- (3) 支援業務の実施のために必要な組織体制、人員体制を確保していること。
- (4) 支援業務の具体的な内容及び実施方法が定められていること。
- (5) 地方公共団体又は居住支援協議会から住宅確保要配慮者の相談先として紹介されるなどの連携体制が確保されていること。

2 経理的及び技術的な基礎に関する基準(法第40条第2号関係)

指定を受けようとする法人が、次の各号の全てに適合すること。

- (1) 支援業務の実施に必要な財源を有していること。
- (2) 法人として債務超過の状態にないこと。
- (3) 法第42条各号のうち行おうとする支援業務について、過去(申請年度の過去5年以内)に活動の実績があること。なお、行おうとする支援業務について、市町から推薦があった者については、当該支援業務の実績があるものとみなす。

3 役員又は職員の構成に関する基準(法第40条第3号関係)

役員又は職員が、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (3) 法第50条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者(当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から2年を経過しない者を含む。)
- (4) 債権の取立てに当たり、貸金業法(昭和58年法律第32号)第21条第1項(同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項及び第24条の6において準用する場合を含む。)の規定に違反し、若しくは刑法(明治40年法律第45号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない

者

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (6) 支援業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (7) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (9) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者
- (10) 精神の機能の障害により支援業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

4 支援業務以外の業務の実施に関する基準（法第40条第4号関係）

支援業務以外の業務を行っている場合には、他の業務を行う組織との間に適切な分離がなされていること。

5 その他の基準（法第40条第5号関係）

指定を受けようとする法人は、次の各号の全てに適合すること。

- (1) 支援業務の実施のための意思決定がなされていること。
- (2) 法第42条各号に掲げる支援業務を行う備えがあること。
- (3) 業務運営上知り得た個人情報の取扱いについて、内部規則等で具体的な取扱いを定める等の適切な個人情報管理のための措置がなされていること。

附 則

この基準は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年12月14日から施行する。